

【参考】用語解説

有形固定資産	長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもの。具体的には、土地、建物など。 計上されている金額は、昭和44年度以降に取得したものの累計額から減価償却の累計額を差し引いた後の金額となっています。
売却可能資産	公共資産のうち、遊休資産や未利用資産などの売却が可能な資産。
投資及び出資金	公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金・出えん金。
貸付金	住宅新築資金等の貸付金や土地開発公社への貸付金。
基金等	特定の目的のために積み立てられ、または運用するために設けられる資金や財産。なお、財政調整基金と減債基金は現金・預金として計上しています。
長期延滞債権	市税や貸付金・使用料などのうち、納付期限や回収期限から1年以上経過しているにもかかわらず、いまだ収入されていない債権。
回収不能見込額	貸付金や長期延滞債権、未収金のうち、回収不能となることが見込まれる金額。
流動資産	原則として、一年以内に現金化される資産。
未収金	市税や貸付金・使用料などのうち、滞納期間が1年未満の債権。
繰延勘定	開発費や創立費など既に支出された費用のうち、その効果が将来に及ぶとされるもの。
固定負債	返済期限が一年を超える債務。
退職手当引当金	職員が当該年度末時点で退職した場合に必要な退職手当額であり、将来職員が退職した時点で支払う必要がある金額。
流動負債	返済期限が一年以内の債務。
賞与引当金	翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した部分。
純資産	資産形成に充てられた返済の必要のない財源。（借入金以外の部分）
社会保障給付	生活保護費、児童手当などの扶助費。
他団体への公共資産整備補助金等	県営の土木事業負担金など、公共資産の整備のために他の団体や民間に対して支出した負担金、補助金。
支払利息	地方債の借入に伴い支払った利息。